

令和7年度 杉並区立沓掛小学校いじめ防止基本方針

本校では、いじめ防止対策推進法の制定を受けて、児童が安心して学習や学校生活に取り組めるよう、学校内外を問わずいじめの根絶を目指し、以下の基本方針を策定します。

1. 本校におけるいじめ防止等に関する取り組み

(1) 学校いじめ対策委員会

《いじめの定義》

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等、当該児童がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

《いじめ防止対策の基本的な視点》

- いじめを単なるけんかやトラブルとして受け止めず、人権侵害、差別の問題として受け止める。
- 「いじめを受けている側にも問題がある」という見方をしない。
- いじめであるか否かは、いじめを受けた者の受け止め方で判断する必要がある。
- いじめを未然に防止することやいじめを早期に解消することは、児童の成長・発達にとって極めて重要な問題として受け止める必要がある。
- 「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という危機意識をもって対応する必要がある。
- いじめについては、被害を受けた児童や周囲の児童が多くの場合、その被害を相談していない実態を把握しておく必要がある。
- いじめを傍観させないことを指導する必要がある。
- いじめは解消後も注視する必要がある。（少なくとも3か月程度注視する）

①学校いじめ対策委員会の設置

- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ防止等の対策のための組織」として「学校いじめ対策委員会」を置く。

②学校いじめ対策委員会の構成

- ・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、当該学年（必要に応じて関係教職員）、養護教諭、都スクールカウンセラー

③学校いじめ対策委員会の取り組み内容

- ・いじめ防止等に係る取り組み方針の企画立案
- ・児童の問題行動などに関わる情報共有
- ・いじめ問題への調査・対応方法の協議

(2) いじめの未然防止に関すること

○いじめを許さない学校・学級づくりをめざす。

- ・すべての児童に健全な社会性を育み、「いじめは人として絶対に許されない行為である」「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」ことを定着させる。
- ・日頃から児童とのコミュニケーションを密にし、児童が教員等に安心して話したり相談したりできる信頼関係を築くとともに、「いじめを受けていることを大人に伝えるのは正しい行動である」ことを児童に理解させる。
- ・教育活動を通して、児童が互いに思いやり、尊重し合い、生命や人権を大切にする態度を育てるとともに、友情の尊さや生きることの素晴らしさを児童自身が実感できるよう、適切な指導を行う。

○いじめを未然防止するための手だて

- ・学級活動の充実
- ・授業中における指導の充実
- ・道徳授業の充実
- ・学校行事の充実
- ・いじめに関する授業を年3回以上実施する。
- ・いじめに関する校内研修を年3回以上実施する。

(3) いじめの早期発見に関すること

○児童のサインを見逃さない

いじめは表面化しにくく、気付きにくいものであることを踏まえ、日頃から児童の様子を丁寧に見守ることが大切である。日常の言動や表情の変化に敏感になり、特にいじめを受けている可能性のある児童生徒からのサインを見逃さないよう心がける。

○いじめを早期発見するための手だて

- ・児童のきめ細やかな観察
- ・複数の教職員による観察
- ・いじめアンケート調査（6月、11月、2月）の活用
- ・WEBQU（6月、11月）の実施
- ・スクールカウンセラーとの個人面談
- ・教育相談コーディネーターを中心とした教育相談を通じた把握（場合によっては直ちにケース会議を開催する。）
- ・保護者や地域からの情報

(4) いじめの対応に関すること

いじめを発見した場合（疑いがある場合も含む）は、その状況を速やかに管理職へ報告し、一人で抱え込まず、組織として対応を進めることが重要である。また、情報を共有し、その後の的確な対応に役立てるために、常に「いつ」「どこで」「だれが」「なぜ」「何を」「どのように」といった視点から正確に記録し、適切に保存する。

○いじめの対応の基本的な姿勢、事実の確認について

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめを受けた児童の味方になる。
- ・安心・安全な学校生活を送るための具体的な対策を立てる。

○保護者との連携

- ・年度当初から、学校だより等や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針、方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題が発生した際には、被害を受けている児童生徒および加害の疑いがある児童生徒に対して、どのような支援や指導を行うかについて、対応方針をあらかじめ明確にしておく。

(5) 重大ないじめ事態が発生した場合の対応に関すること

教育委員会と連携して対応するとともに、校内では、「学校いじめ対策委員会」が母体となって対応する。

- ・学校は、重大事態に対し、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、記録を作成する。
- ・校内で情報を共有する。
- ・いじめの調査結果については、いじめを受けた児童およびその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

2. いじめ対応組織図

